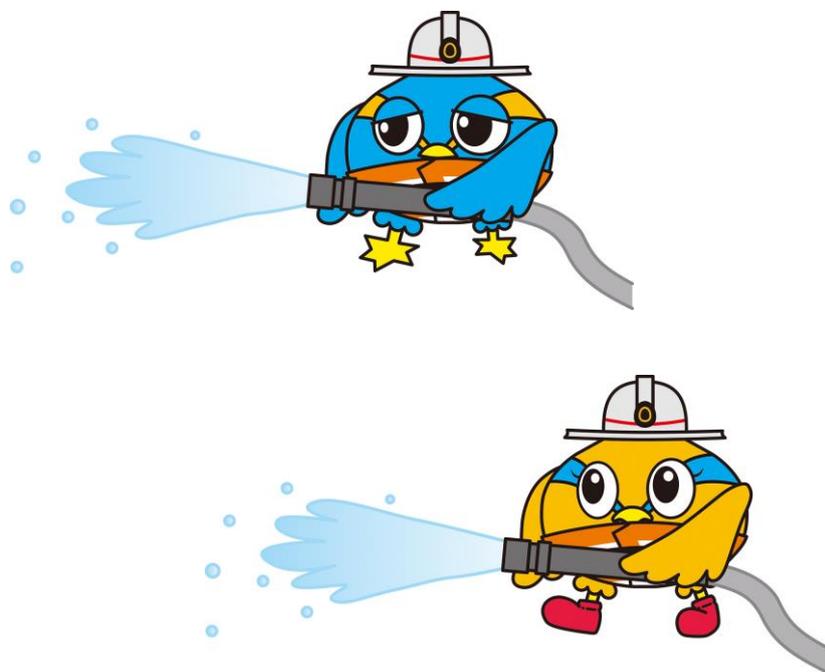


〇〇避難所運営マニュアル



平成 3 0 年 3 月

日 高 市

はじめに

大規模な災害発生時には、家屋の倒壊やライフラインの途絶等により、自宅での生活が困難となった多数の被災者が避難所での生活を余儀なくされる事態が想定されます。

平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、マグニチュード9.0の地震と大津波により、東北地方から関東地方にわたり甚大な被害を与え、多くの地域で被災者が長期的な避難所生活を強いられることとなりました。

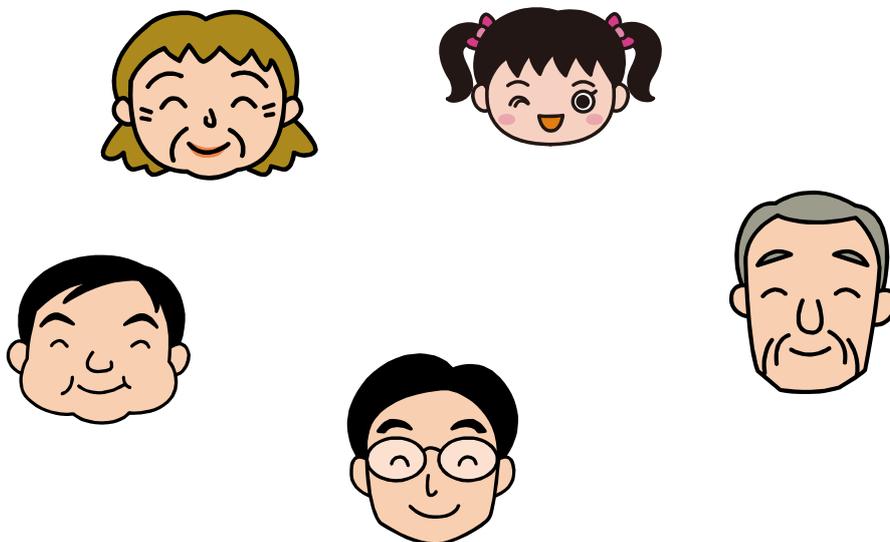
こうした災害事例から、避難所の運営を円滑に行うためには、行政や施設管理者、避難された地域住民、ボランティアなどが協力し連携することが重要とされています。市では被害想定を踏まえ、災害発生時の混乱や不安をできるだけ少なくし、避難所での長期間にわたる共同生活が必要となった場合、避難者が協力して円滑な避難所の運営をするために、このマニュアルを作成しました。

このマニュアルでは、発災時に避難所における良好な生活環境を確保されるよう、実際に避難所を運営するに当たり、地域ではどのような活動をすればよいか、また、どのようなことに配慮し、運営すれば良いのかを定めてあります。

なお、避難所運営マニュアルは、避難所の運営体制は避難所ごとに異なるため、このマニュアルを基に避難所ごとに作成することが必要です。

最後に、実際に災害時で活用されることを目的とするため、今後の災害や訓練での成果等を踏まえ、より実効性のあるマニュアルとなるよう継続的に見直していくことが大切です。

また、自治会、自主防災組織等による活動へ積極的に参加し、日頃より顔の見える関係作りに努め、「自分たちの地域は、自分たちで守る！」を合言葉に、災害に強いまちにしていきたいと思います。



目次

1 避難所運営に関する事前対策

1. 避難所運営マニュアルの目的	1
2. 避難所に関する基礎知識	1
3. 避難所の目的と機能	3
4. 避難所の対象者	3
5. 避難所の状況想定	4
6. 市内の指定避難所	6

2 避難所の運営

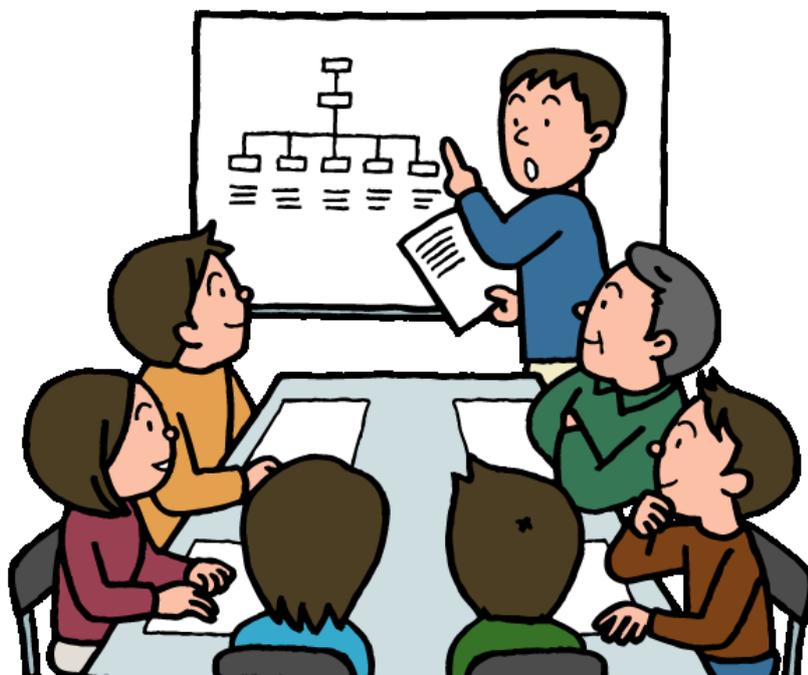
1. 避難所運営フロー	7
2. 初動期	8
3. 展開期～安定期	9
4. 撤収期	10

3 避難所の運営組織

1. 避難所運営組織の構成	11
2. 居住組の編成	12
3. 避難所運営委員会の設置	12
4. 生活の配慮とルール	13
5. 活動班の役割	14

4 様式・参考様式・参考資料

1. 様式	21～31
2. 参考様式	32～39
3. 参考資料	40～44



1 避難所運営に関する事前対策

1. 避難所運営マニュアルの目的

大規模な災害が発生した場合には、家屋の倒壊やライフラインの途絶により、多くの住民が避難所生活をしなければならないことが予想されます。

これまでの大規模災害の教訓から行政主体の避難所運営は困難であることが明らかになり、自主運営組織の有無が避難所生活の長期化や生活環境の良し悪しに大きく影響したといわれています。

そこで、大規模な災害が発生した時、地域の皆さんが安心して避難所生活を送れるように、避難所の運営体制を迅速に確立し、円滑に推進する必要があります。

なお、避難所の運営については、地域住民や市職員、施設管理者等の連携が重要になります。そのため、避難所ごとに実情にあった避難所運営マニュアルを作成し、予想される課題や範囲を予め示し、「いつ」「誰が」「何を」「どのように」行うべきかを理解することが必要となります。

2. 避難所に関する基礎知識

(1) 用語の確認

用語	意味
指定緊急避難場所	災害から命を守るために緊急的に避難をする場所 主に、大きな公園や運動場で「地震」「崖崩れ、土石流及び地滑り」を対象に、種別ごと指定しています。(参考資料1)
指定避難所	災害が発生した際、自宅での生活が困難となった人等に対し、生活の場を提供することを目的として開設します。 主に体育館や公民館などの公共施設となります。(表6) このマニュアルにおいて避難所とは、指定避難所を指します。
要配慮者	【災害対策基本法第8条】 高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する方
避難行動要支援者	【災害対策基本法第49条の10】 要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する方
土石災害警戒区域	土石流等が発生した場合に、住民等の生命または身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域であり、危険の周知、警戒避難体制の整備が行われます。
土石災害特別警戒区域	土石流が発生した場合に、建築物に損壊が生じ、住民等の生命または、身体に著しい危害が生じるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発行為の制限、建築物の構造規制等が行われます。

表1 避難所に関する用語

(2) 避難情報の発令

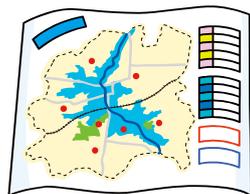
災害が発生する恐れのある場合や現に災害が発生した場合、災害対策基本法第56条の規定に基づき、市は対象となる地域住民等に対し、避難情報を発令します。

これら避難情報の発令は、防災行政無線や広報車により伝達する外、市職員が直接現地でお知らせする等により伝達します。また、災害対策基本法第57条の規定に基づき、県を通じ、放送事業者に対して放送要請を行います。

種別	発令時の状況	具体的な行動
避難準備 ・高齢者等避難開始	<ul style="list-style-type: none"> 避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、災害の発生する可能性が高まった状況 	<ul style="list-style-type: none"> 避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難場所等への避難行動開始（避難支援者は支援行動を開始） 上記以外の者は、家族との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始
避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> 通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、災害の発生する可能性が明らかに高まった状況 	<ul style="list-style-type: none"> 通常の避難行動ができる者は、計画された避難場所等へ避難行動開始
避難指示 (緊急)	<ul style="list-style-type: none"> 前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、災害が発生する危険性が非常に高いと判断された状況 堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 人的被害の発生した状況 	<ul style="list-style-type: none"> 避難勧告等の発令後で避難中の住民は、直ちに避難行動を完了 未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動

表2 避難情報の種別

ハザードマップ



3. 避難所の目的と機能

(1) 目的

避難所は、災害が発生する直前や直後において、自宅が被災する恐れのある人や自宅での生活が現に困難な人等の生命の安全を確保するとともに、一時的な生活の場を提供することを目的としています。また、避難者自らが互いに励まし助け合いながら、生活再建に向けて次の一步を踏み出す場を創出することを目的としています。

(2) 機能

避難所では、避難者が少しでも快適な生活を送れるよう、種々の生活支援を提供します。生活支援の主な内容として、①生活場所の提供、②水・食糧・物資の提供、③健康の確保、④情報の提供が挙げられます。

こうした生活支援は、避難所に避難した人だけでなく、自宅に在宅する被災者等に対しても、必要に応じて提供することになります。

4. 避難所の対象者

避難所で提供する生活支援を受けることができる被災者は、概ね次の表のとおりとなります。

分類	対象となる具体的要件	備考
災害によって現に被害を受けた人	・ 住家が被害を受け、居住の場所を失った人 ・ 現に被害を受けた人（宿泊者や通行人等含む）	災害の発生直後は、左記の要件を満たしているか否かの客観的判断が困難なことから、避難が必要な状況であって受け入れを求める者がいれば、対応することを基本とする。
災害によって現に被害を受ける恐れがある人	・ 避難勧告の対象となる人 ・ 避難勧告の対象ではないが、緊急に避難する必要がある人	
在宅被災者等	・ 住家の被害は免れたものの、ライフラインの停止等により自宅での生活が不自由な人 ・ 避難所に入れず、車中で生活する人	水・食糧・物資や情報の提供等避難所で実施する生活支援の一部については、避難所の内外を問わず、必要とする被災者に対応する。「避難所にいなければ損をする」という状況とならないよう、公平・平等に対応する。
帰宅困難者	・ 交通機関の不通や道路の損壊により、帰宅が困難となった通勤者、通学者、観光客及び買い物客等	原則として、左記のような帰宅困難者への対応は、それぞれの事業者等が責任をもって実施するべきであるが、災害の発生直後で円滑な対応が望めない場合は、避難所において一時的な生活支援を提供する

表3 避難所の対象者

5. 避難所の状況想定

(1) 時系列

災害時における避難所の状況は、時間の経過等により大きく変化します。そのことを踏まえて、時系列に沿った対応方針を検討する必要があります。

時期	避難所の状況想定
初動期 (発災直後～ 3日)	<ul style="list-style-type: none"> ・避難者が殺到し、精神的にも不安定な状況。 ・指定避難所以外への避難状況も含め、避難所全体の状況把握が困難な段階。 ・余震による二次災害や大規模火災により、避難者が拡大することが予想される。 ・食糧や物資を十分に供給することが困難な状況が予想され、避難者間でのトラブル発生が懸念される。 ・各種情報の不足により、避難者の不安が拡大しやすい。 ・安否確認の問い合わせが集中する。
展開期 (3日～ 1週間)	<ul style="list-style-type: none"> ・食糧や物資が徐々に供給されるようになるが、避難者数が流動的な段階。 ・避難者の生活が落ち着き始める一方で、健康状態や衛生環境が徐々に悪化する。 ・生活用水の確保や入浴の機会といったニーズが、拡大することが予想される。
安定期 (1週間～ 2週間)	<ul style="list-style-type: none"> ・被災地外からの支援活動が本格化する。 ・徐々に避難者の退出が増え、避難所の運営体制維持が困難となる。それに伴い、避難所の統廃合について検討を始める段階。 ・避難生活の長期化に伴い、健康状態や衛生環境が悪化する。 ・避難者の通勤や通学が再開され、避難所は生活の場としての性格が強まる。 ・避難所となった学校では、教職員が本来業務へシフトする段階。 ・避難者と在宅被災者等との間の公平性や、支援活動に対する依存などの問題が生じる。
撤収期 (2週間～ 3週間)	<ul style="list-style-type: none"> ・おおむね落ち着いた状況となる。 ・ライフラインの復旧に伴い、避難所に残るのは、住まいを失って行き場のない被災者に絞られる。 ・避難者の減少に伴い、ボランティアも減少。避難所の運営体制維持が一層困難となる。それに伴い、避難所の統廃合がいつそう進み、避難者の不安が強まる段階。 ・補修や応急仮設住宅による住まいの確保が最重要課題となる。 ・避難生活の長期化に伴い、避難者の心身面の負担増大が懸念されるため、保健・医療サービスの充実が求められる。 ・季節の変化により、これまでと異なった対策（冷暖房機器の設置や生鮮食品等の保管手段など）が求められる。

表4 時系列ごとの避難所の状況想定

(2) 時間帯や季節

災害発生の時間帯や季節の違いによって、避難所の内外において、次のような事象や課題等が挙げられます。状況によっては、二次災害の危険性がありますので、十分な注意が必要となります。

条件	留意事項
日中	<ul style="list-style-type: none"> ・世帯が離散した状態で、安否や避難先の確認に支障が生じる。 ・学校では、教職員が児童生徒の安全確保や安否確認に追われる。 ・避難者が使用できるスペースが不足する。 ・交通渋滞等のため、担当する避難所に職員等が到達できない。 ・大規模な火災や事故が多発し、使用できない避難所が増えたり、交通機関等で混乱が生じたりする。 ・平日の住宅地では、人手が不足するため、初期消火や救出救助に時間を要する。 ・駅周辺や観光地等では、帰宅困難者等の滞留が発生する。 ・居場所が特定できないため、住民の安否や身元の確認に時間を要する。
夕方・夜間	<ul style="list-style-type: none"> ・火気の使用率が高く、各所で火災が発生する恐れがある。 ・勤務時間外の場合、自身の被災や交通渋滞等のため、担当する避難所に職員等が到達できない。 ・停電や暗闇の中で避難等を行わなければならないため、事故の発生が懸念される。 ・日中同様、世帯離散や事故等による混乱が生じる。
夏期	<ul style="list-style-type: none"> ・暑さにより、衛生対策（食糧品やごみなど）が必要となる。 ・家庭の在庫食材や救援物資の食糧は傷みやすく、それらの保管手段が問題となる。 ・雨が降りやすい時期では、校庭やグラウンドでのテント設営が困難となる。 ・降雨や台風による二次災害の危険性が高くなる。
冬季	<ul style="list-style-type: none"> ・寒さにより、避難者が健康を害しやすい。 ・火気の使用率が高く、各所で火災が発生する恐れがある。 ・強風時に火災が発生した場合、大規模な延焼となりやすい。

表5 時間帯や季節別の留意事項

6. 市内の指定避難所

指定避難所

No	名称	所在地	想定収容人数(人)
1	高麗小学校	大字梅原5番地1	200
2	武蔵台小学校	武蔵台五丁目1番1号	267
3	高麗中学校	大字梅原350番地	439
4	武蔵台中学校	武蔵台六丁目150番地1	449
5	高麗公民館	大字栗坪92番地2	68
6	武蔵台公民館	武蔵台五丁目1番2号	128
7	総合福祉センター「高麗の郷」	大字楡木201番地	95
8	高麗川小学校	大字南平沢335番地	277
9	高根小学校	大字中鹿山523番地3	259
10	高麗川中学校	大字原宿49番地	441
11	高根中学校	大字女影1180番地	438
12	文化体育館「ひだかアリーナ」	大字南平沢1010番地	727
13	高麗川公民館	大字南平沢1098番地2	56
14	高麗川南公民館	大字中鹿山81番地1	55
15	生涯学習センター	大字鹿山370番地20	128
16	高萩小学校	大字高萩800番地	277
17	高萩北小学校	大字旭ヶ丘800番地	308
18	高萩中学校	大字高萩792番地1	447
19	高萩北中学校	大字旭ヶ丘181番地1	453
20	高萩公民館	大字高萩691番地1	69
21	高萩北公民館	大字旭ヶ丘997番地1	67
22	県立日高高等学校	大字旭ヶ丘806番地	494
23	埼玉女子短期大学	大字女影1616番地	398

表6 指定避難所一覧

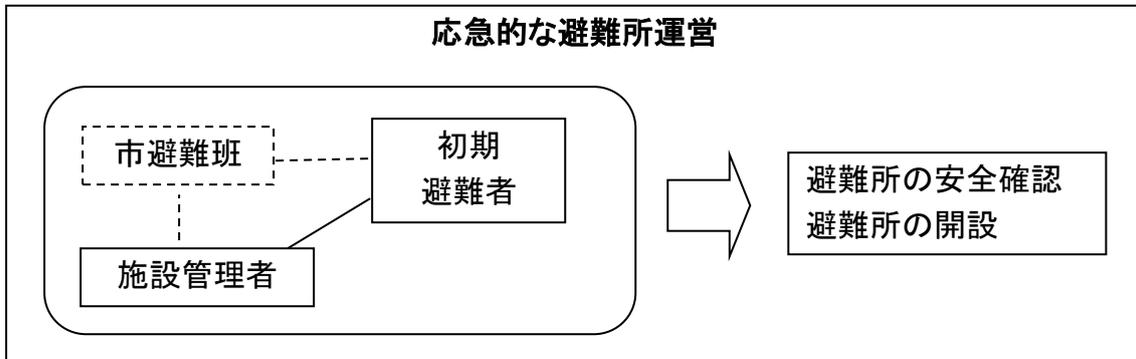
避難所



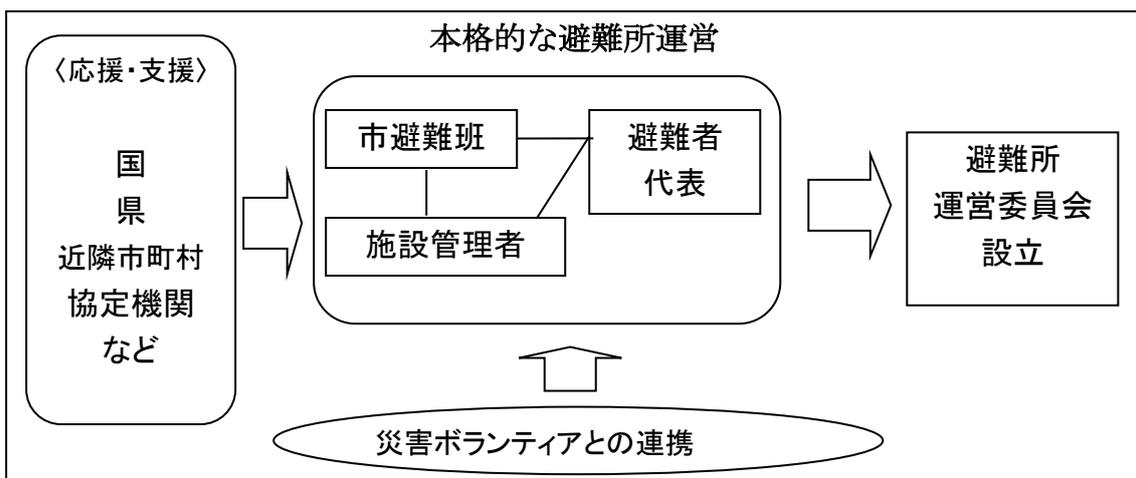
2 避難所の運営

1. 避難所運営フロー

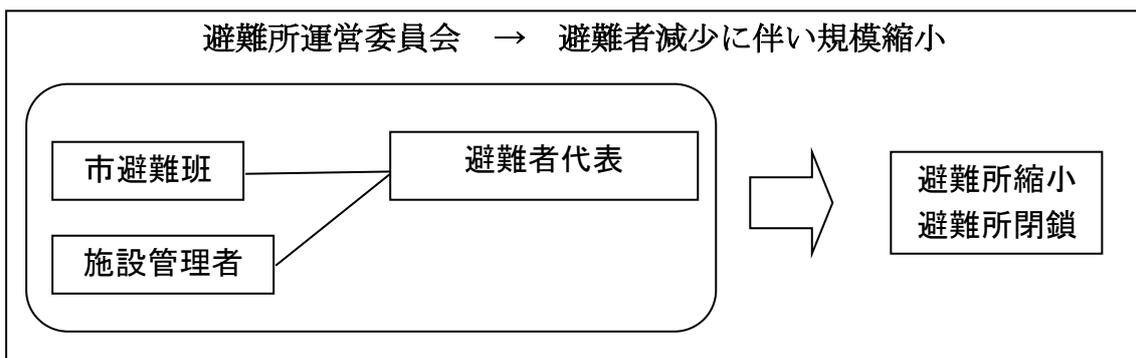
【初動期】 発災直後～3日程度



【展開期～安定期】 3日～2週間程度



【撤収期】 2週間～3か月程度



2. 『 初動期 』（発災直後～3日程度）

（1）避難所の開設

避難所の開設は、原則として市がその要否を判断し、市内23箇所ある指定避難所（表6 指定避難所一覧）の中から適した場所を選定します。

避難所担当職員、施設管理者、施設職員及び避難所に集まった者で協力を得て避難所の開設準備に取り掛かります。

風水害の場合、災害の発生が予測しやすいことから、予め避難情報の発令や避難所の開設状況等をお知らせ致します。

- ・ 施設の安全確保

「開設準備チェックリスト」（様式1）に基づき施設の点検を行い、安全が確認することができたら避難所の開設準備を行います。

- ・ 施設の利用範囲

学校は、将来の授業再開も考え避難所を開設します。そのため避難所として使用する施設は、体育館を第一に考えます。避難者が多数に上る場合は、施設管理者、施設職員と協議するなかで、校舎内へ避難を順次検討します。

（2）避難者の受け入れ

施設の安全確認等が行われ、開設準備が整ったら、入り口近くに受付を設けます。次に「受付チェックシート」（様式2）により確認の上、避難者を施設内へ誘導します。この時、避難行動要支援者とその介護者を優先して受け付ける等十分に配慮します。

「避難者カード」（様式4）を世帯単位で記入してもらい、「避難者名簿」（様式3）を作成します。

（3）報告

市避難所担当職員は、避難所を開設したら、「避難所状況報告書」（様式5）により、速やかに市災害対策本部へ報告します。その後、定期的（3時間毎）に報告を繰り返し、避難所運営委員会が立ち上がったら、情報班へ報告業務を引き継ぎます。

（4）広報

施設の門扉等に「避難所」の表示看板を設置する外、避難者以外の地域住民等に対し、避難所の開設を知らせます。

3. 『 展開期～安定期 』（3日～2週間程度）

（1）居住組の編成

居住組は、自治会などの地区ごとに「班・組」単位で編成し、リーダーを選出します。

（2）活動班の選出

多くの避難者が共同生活を行っていくためには、多くの仕事があるので、仕事内容に応じた活動班を設け、効率よく作業を行います。

（3）避難所運営委員会の設置

避難者数が増え、避難生活が長くなることが見込まれる場合は、「避難所運営委員会」を設置し、避難所の自主運営体制の確立を図ります。

（4）避難所運営委員会会議の開催

災害対策本部との連絡調整事項、避難所内での課題等、避難所の運営を円滑に進めるため、避難所運営委員会会議を開催します。

（5）相談窓口の設置

避難者の疑問や不満等に対し、個々に相談できる窓口を設置し、ストレス等の軽減に努めます。また、女性相談員の配置に留意します。

（6）災害ボランティアの要請

避難所での作業対応について、避難者だけでは人手が不足したり、専門的な知識、技術を持った人が必要であったりすることから、ボランティア等の派遣を市対策本部へ要請する。

（7）避難所生活の見直し

安定期に入ると、避難生活が長引くことにより、不自由な現在の生活に対して不満が発生します。

- ・ 生活ルールに必要な見直し
- ・ イベント・レクリエーションを行い、生活に変化を取り入れる。

4. 『 撤収期 』（2週間～3か月）

（1）運営体制の見直し

運営組織の再編成

- ・ ライフラインの復旧や避難者数の減少に伴い、活動班の見直しをして、班の縮小や班員数の振り分けを行います。
- ・ 学校の授業再開に向けた準備
- ・ 避難所として活用している施設は、本来の機能を回復する必要があります。
- ・ 学校が避難所の場合、関係者と協議し、避難所内の使用場所の縮小や学校関係者の負担の軽減を図ります。

（2）避難所の集約

発災から時間が経つと、交通機関・ライフラインの復旧や、ボランティア活動が集団から個人へ移行するなど、周囲の状況が変化することで避難者の退所も徐々に増えてきます。しかし、その分残った避難者の負担は大きくなり、生活環境や衛生環境の悪化が懸念されます。

避難者に対する行政の対応をより充実させるために、避難所の集約を検討します。

集約には避難者の移動が発生します。避難者の理解も必要であることから、避難者に説明をし、意見を聞いて集約方法や集約先の避難所の選定を検討します。

（3）閉鎖

避難者全員の退所や受入先が決まったことや、避難所施設の本来の機能の回復が見込まれた場合に、避難所の閉鎖を検討します。

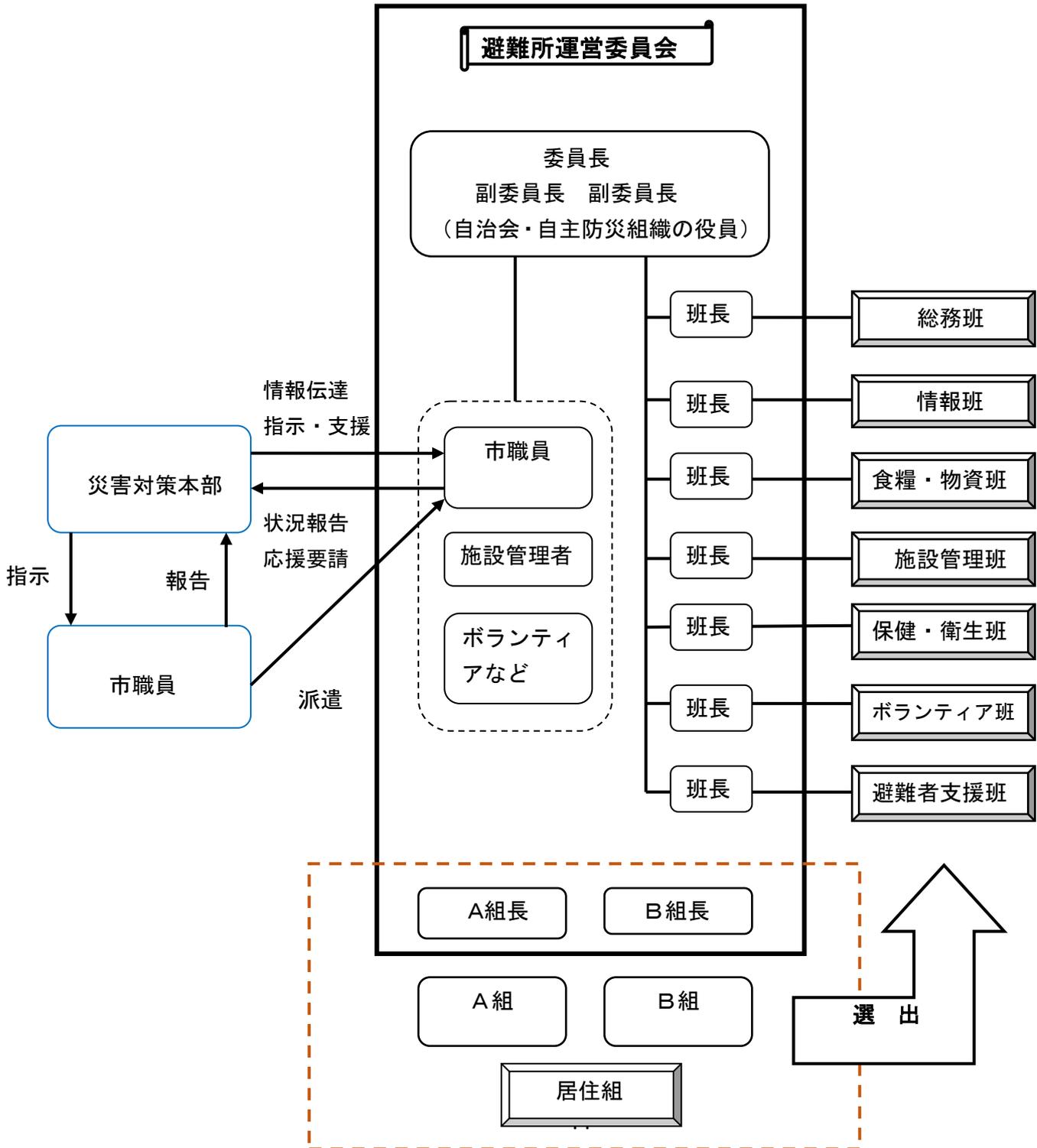
施設の整理や清掃を全員で行い、避難所として使用する前の状態に戻して閉鎖します。

3 避難所の運営組織

1. 避難所運営組織の構成

過去の大規模な災害の教訓から、避難所の運営は、避難者自身が自ら行う方がスムーズで、立ち直りも早い傾向があるため、地域の助け合い精神により「避難所運営委員会」を設置し、自主的に運営します。

『避難所運営組織図(案)』



2. 居住組の編成

居住組とは、避難所における避難者の生活や活動を円滑に行うために編成するもので、自治会等の一定の住民組織を単位に編成し、各居住組ごとに代表（組長）を選出します。

（1）居住組の編成

- ・ 世帯と地域を単位とし、居住組を編成する。
- ・ 居住組の編成には、血縁関係や居住地域を考慮する。
- ・ 地域内に居住していない避難者（観光客、通勤・通学者等）については、年齢や性別等を考慮して居住組を編成する。
- ・ 介護が必要な要配慮者は、心身の障がいの特質に応じた居住空間の確保に特別に配慮した上、介護者とともに居住組を編成する。
- ・ 盲導犬、介助犬等生活上必要不可欠な動物又は家族同様に生活の支えとなっている動物と寝食を共にする避難者については、居住空間の確保に特別に配慮した上、居住組を編成する。
- ・ 居住組の目安は40人程度とする。
- ・ 各居住組は、組長及び副組長を選出する。
- ・ 組長及び副組長は、避難者が孤立しないよう生活上の配慮をする。

（2）活動班の設置

- ・ 各居住組から選出された班員で構成し、各活動班に班長を置きます。

3. 避難所運営委員会の設置

災害時には多くの避難者が生活を共にすることから、良好な生活環境を確保するためには、一定のルールの下で互いに生活していくことが求められています。避難者の中から中心人物を選出し、市職員、施設管理者、ボランティアなどを加えて構成します。

（1）運営委員会の設置

ア 運営委員会の役割

- ・ 運営委員会は、避難所の運営方針や避難所のルール作りなど、避難所の円滑な運営を図るための意思決定機関とする。
- ・ 運営委員会は、市災害対策本部との連絡調整事項や、避難所での課題、問題などについて話し合う。

イ 要領の作成

- ・ 避難所を運営するために「●●避難所運営委員会要領」（参考様式1）を作成する。なお、避難所の運営体制は避難所ごとに異なるため、この要領は、避難所ごとに作成することを基本とする。

ウ 委員会の運営

- ・ 避難所を運営するために、居住組の組長の会議により、会長及び

副会長を選出する。

- ・ 運営委員会は、会長、副会長と各活動班の班長、各居住組の組長で構成する。
- ・ 女性に配慮した避難所運営を行うため、運営委員会には複数の女性を参加させる。
- ・ 市職員又は施設管理者は、運営委員会が設置されたときに事務を引き継ぐとともに、円滑に組織が運営できるようにサポートする。
- ・ 会長は、「●●避難所運営委員会要領」に基づき、定期的に会議を開催し、円滑に運営する。

エ 会議の決定事項の処理

- ・ 市災害対策本部に要請する。
- ・ 居住組の組長を通じて、避難者に周知する。
- ・ 活動班の班長を通じて、班員に周知する。

4. 生活の配慮とルール

(1) 生活の配慮

避難所で多くの方が快適な共同生活を送るため、次の事項に配慮する。

ア プライバシーの配慮

- ・ 個人情報取り扱いについては、十分注意する。
- ・ 間仕切りを設置し、個人や世帯のプライバシーを保護する。
- ・ プライバシーに関することは、直接本人に伝える。

イ 要配慮者への配慮

- ・ 要介護高齢者、障がい児者、妊産婦、その他生活に特別な配慮を必要とする避難者には、一人ひとりの心身の状況に応じた生活ができるよう配慮する。
- ・ 視覚障がい者や移動の不自由な高齢者や障がい者には、音声による情報提供を行う。
- ・ 固形食の摂取が困難な高齢者や障がい者の食糧に配慮する。
- ・ 高齢者や障がい者用に専用の洋式トイレを用意する。

ウ 女性への配慮

- ・ 専用のトイレ、着替えや授乳場所を確保する。
- ・ 女性専用の相談窓口を設置する。

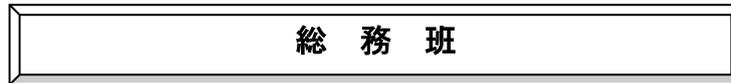
エ 外国人への配慮

- ・ 外国人には、使用する言語や生活習慣等に配慮する。
- ・ 日本語の放送に合わせ、外国語による放送にも努める。
- ・ 掲示板への記載及び案内表示については、外国語表記のものを用意する。
- ・ 相談窓口には、通訳を配置するよう努める。
- ・ 資料は、外国語の資料も用意する。

(2) 生活ルールの周知

多くの避難者が共同生活を送るため、「避難所生活の心得」を定め、避難者に周知できるようわかりやすい場所に掲示し、併せて入所者に配布する。
(参考様式8)

5. 活動班の役割



(1) 避難者の管理

ア 避難者名簿の管理

- ・ 避難者の状況（現在数・退所者数・入所者数）を把握し、常に最新の名簿に更新する。

イ 入所者・退所者の管理

【入所者がいたら】

- ・ 新しい入所者に「避難者カード」（様式4）を渡し、記入してもらい、名簿に加える。
- ・ 空いているスペースを確認して、部屋割りを行う。
- ・ 避難所の生活ルールについて新しい入所者に説明する。

【退所者がいたら】

- ・ 退所者の退所日時、連絡先などを記録する。
- ・ 名簿に記載されている退所者の情報は、そのまま残す。

ウ 外泊者の管理（様式6）

- ・ 外泊届け用紙に氏名、期間、連絡先等を記載してもらう。
- ・ 各組の組長を通じ、外泊届けを受理し、外泊者を把握する。

(2) 問合せへの対応

- ・ 安否確認に対応する。
- ・ 避難者への伝言を掲示する。

(3) 来客者への対応

- ・ 避難者のプライバシーを確保するため、来客者には、居住空間には立ち入らせないで、入口近くに面会所を用意して対応

(4) 取材への対応

- ・ 取材に当たっての注意事項を伝える。（参考様式2）
- ・ 取材をする場合には、受付用紙に記載させる。（様式7）
- ・ 避難者の寝起きする居住空間での見学・取材は禁止する。
- ・ 避難者のプライバシーを確保するため、取材には必ず班員が立ち会う。

(5) 郵便物・宅配便の荷物の取次ぎ

- ・ 避難者情報確認シート（様式11）を記入してもらい、市職

員へ提出する。

- ・ 郵便物及び宅配便の荷物は、郵便局員及び宅配業者から直接避難者へ手渡しさせる。
- ・ 手渡しが困難な場合、郵便物及び宅配便の荷物は総務班で保管する。

(6) 記録

- ・ 避難所の運営を記録する。



情報班

(1) 情報収集

ア 関係機関からの情報収集

- ・ 各種機関へ直接連絡を取り、必要な情報を収集する。

イ 他の避難所との情報交換

- ・ 避難所の混雑を防ぐため、避難者の受入れ状況について、地域内の避難所同士で情報交換する。

ウ 各種マスコミからの情報収集

- ・ テレビ、ラジオ、新聞などにより、情報収集する。

(2) 災害対策本部への情報伝達

- ・ 避難所の状況を定期的に報告する。
- ・ 運営委員会の要望を伝達する。

(3) 避難所内への情報伝達

- ・ 掲示板を作成する。
- ・ 避難所内での情報伝達は、掲示板への記載又は張り紙を用いることとし、併せて館内放送や口頭で知らせる。
- ・ 避難者へ定期的に掲示板を見るように呼び掛ける。
- ・ 掲示板に掲載する情報には、掲示開始日時を記載する。
- ・ 施設内の入口近くなど、避難者全員が目につきやすい位置に掲示板を設置します。
- ・ 外国人にも正確に情報が伝わるよう、母国語での対応を検討します。



食糧・物資班

(1) 食糧・物資の調達

- ・ 必要な食糧・物資を災害対策本部に要請する。
- ・ 各避難者に持ち寄った食糧の提供を呼びかける。

(2) 食糧・物資の受入

- ・ 食糧、物資受入簿を作成する。（参考様式4）
- ・ 食糧、物資の受入のための専用のスペースを設ける。
- ・ 食糧、物資の受入・仕分に必要な人員を確保する。

(3) 食糧の管理・配給

ア 食糧の管理

- ・ 食糧管理簿を作成する。(参考様式5)
- ・ 食糧の種類と在庫数を常に把握しておく。
- ・ 食糧の保管には十分に注意を払う。
- ・ 不要な食糧は災害対策本部に返却する。

イ 食糧の配給

- ・ 食糧は世帯単位とし、代表者に配給する。
- ・ 食糧は、要配慮者に優先して配給する。
- ・ 食糧の原材料表示を示した包装や食材料を示した献立表を掲示し、食物アレルギーの避難者が安心して食べられるように配慮する。

(4) 物資の管理・配給

ア 物資の管理

- ・ 物資管理簿を作成する。(参考様式6)
- ・ 物資の種類と在庫数を常に把握しておく。
- ・ 物資の管理には十分に注意を払う。
- ・ 不要な物資は災害対策本部に返却する。

イ 物資の配給

- ・ 物資の配給は世帯単位とし、代表者に配給する。
- ・ 物資は、要配慮者に優先して配給する。

(5) 炊き出し

- ・ 調理室や調理器具を確認し、炊き出し場所を選定する。
- ・ できるだけ多くの避難者に声をかけ参加してもらいましょう。

施 設 管 理 班

(1) 危険箇所への対応

- ・ 余震が発生した場合には、専門家による施設の危険度判定を要請する。
- ・ 危険箇所は「立ち入り禁止」を表示する。
- ・ 危険箇所の補修を施設管理者に要請する。

(2) 防火・防犯

- ・ 火気の取扱場所及び喫煙場所を指定する。
- ・ 火気の取扱いに注意を呼び掛ける。
- ・ 夜間の当直制度を設ける。
- ・ 夜間の巡回を行い、外部者の出入りをチェックする。

保 健 ・ 衛 生 班

(1) 医療・介護

- ・ 市内及び近隣の救護所の開設状況を把握する。
- ・ 医療機関の開設状況を把握する。
- ・ 健康相談を行う窓口を設ける。
- ・ 医薬品の種類、数量について把握する。
- ・ 傷病者について把握する。
- ・ 避難所での生活が困難な者については、施設や病院への収容を要請する。
- ・ 医師や保健師等の巡回による診察が受けられるよう可能な限り診察スペースを設置する。

(2) トイレ

- ・ 水道や下水道、トイレ施設等の使用可能状況を調べる。
- ・ トイレ用水を確保する。
- ・ 仮設トイレを設置する。

(3) 衛生管理

- ・ 「手洗い」を徹底させる。
- ・ 食器の衛生管理を徹底させる。
- ・ 風邪など感染症の防止に努める。

(4) 生活用水の管理

- ・ 生活用水は用途に応じて分ける。
- ・ 節水に努める。

(5) 清掃

ア 共用部分の清掃

- ・ 居住組を単位として当番制を作り、交代で清掃を実施させる。

イ 居室部分の清掃

- ・ 居室の清掃を実施させる。

(6) ゴミ

- ・ 避難所敷地内にゴミ集積場を設置する。
- ・ ゴミの分別収集を徹底し、ゴミ集積場を清潔に保つ。
- ・ ゴミが分別しやすいようゴミの内容ごとに分別区分が表示された分別表を掲載する。

(7) ペット

- ・ ペット飼育者名簿を作成する。(様式8)
- ・ 敷地内の屋外にペットハウス(テントなど)を設け飼育する。
- ・ ペットの飼育は、飼い主に全責任をもって行わせる。

ボランティア班

(1) ボランティアの受入れ

- ・ ボランティア受付簿を作成する。(様式9)
- ・ ボランティアセンターの登録を確認する。
- ・ ボランティアの役割分担を決める。
- ・ ボランティアに名札や腕章を着用させる。

避難者支援班

(1) 困りごと相談

- ・ 生活の困りごとを相談する窓口を設置する。
- ・ 窓口には、女性を配置するなど配慮します。

(2) 交流の場の提供

- ・ 避難者や地域の被災者が交流する機会を設ける。
- ・ 避難所や近隣の施設に交流スペースを作ったり、避難者等が外出する機会を設けたりし、避難者の避難生活による孤立の防止や心身のリフレッシュなどに努める。